

議案第 1 号

桶川都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

令和 7 年 2 月 1 0 日
桶川市

桶川都市計画生産緑地地区の変更（桶川市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、第 1 2 7 号生産緑地地区を廃止する。

理 由

生産緑地法第 1 4 条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理 由 書

本理由書は、桶川都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものである。

1 桶川都市計画における位置等

桶川都市計画生産緑地地区第 1 2 7 号

2 変更の必要性

主たる農業従事者の死亡による、市への買取り申出及び他の農業従事者へのあっせんがともに不調であったため、生産緑地法第 1 4 条の規定により行為の制限が解除され、生産緑地としての指定要件を満たさなくなったことから、都市計画生産緑地地区を変更するものです。

3 変更の内容

【第 1 2 7 号生産緑地地区】

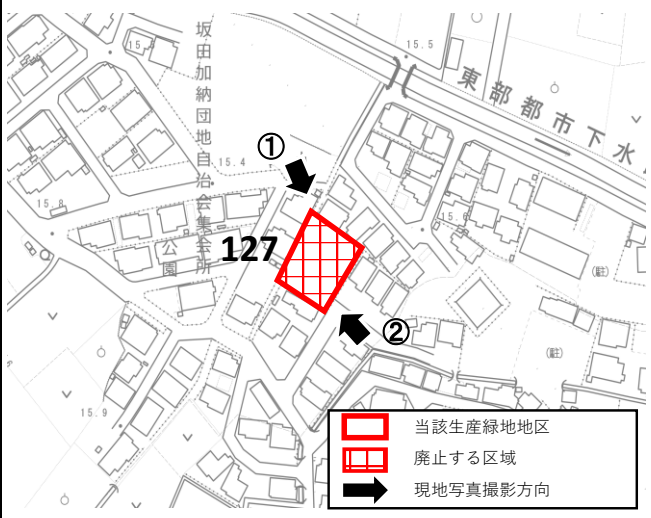
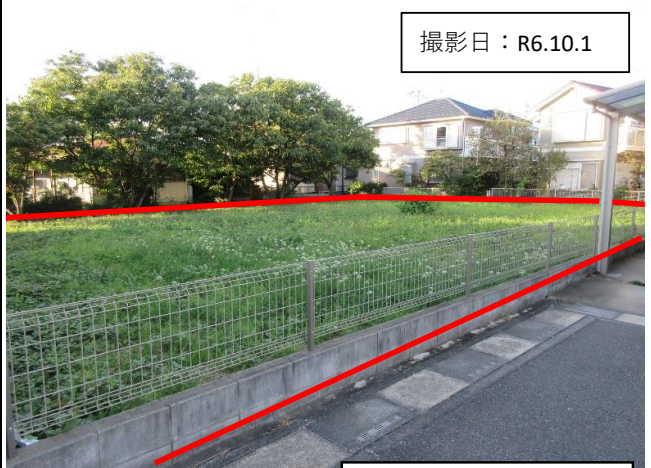
新		旧		内容
名称	面積	名称	面積	
廃止	—	第 1 2 7 号生産緑地地区	約 0.0 5 h a	行為制限の解除により地区を廃止する。

生産緑地地区 変更概要書

<経緯の概要>

1	県知事協議	令和6年12月10日
2	県知事回答	令和6年12月27日
3	案の縦覧公告	令和7年 1月 7日
4	案の縦覧	令和7年 1月 7日から 令和7年 1月21日まで <縦覧結果> 縦覧者数 0人 意見書の提出数 0人
5	市都市計画審議会	令和7年 2月10日
6	都市計画決定（変更）告示	令和7年 2月下旬（予定）
7	図書の写しの送付	令和7年 3月上旬（予定）

変 更 概 要 書

生産緑地番号	第127号	全部・一部の別	全部
買取り申出日	令和6年7月1日	行為制限の解除日	令和6年10月1日
買取り申出事由	主たる農業従事者の死亡		
所在地	大字加納字峯316		
都市計画決定面積 (ha)	【変更前】 約0.05ha 【変更後】 廃止		
現 況 面 積 (㎡)	【変更前】 548㎡ 【変更後】 廃止 < 廃止面積 > 548㎡		
備 考			
・ 地区の全部を廃止するため、買取り申出が提出された。（主たる農業従事者の死亡） ・ 法第14条の規定に基づき、当該部分についての行為制限が解除された。			
案内図		位置図	
  当該生産緑地地区		  当該生産緑地地区  廃止する区域  現地写真撮影方向	
現地写真①		現地写真②	
 撮影日：R6.10.1  当該生産緑地地区		 撮影日：R6.10.1  当該生産緑地地区	